南霊園募集区画数

|  |  |
| --- | --- |
|  | 区　画　数 |
| ４ 霊 地 | ３ |
| ６ 霊 地 | ５ |

南霊園使用料・管理料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 使　用　料 | 管　理　料 |
| ４ 霊 地 | 328万円 | 12万円 |
| ６ 霊 地 | 492万円 | 18万円 |

霊地等について

・霊地とは市長が使用者に対して使用を許可する霊園内の土地の範囲の最小単位をいう。

・区画とは霊園内の土地のうち、市長が使用者に対して使用を許可した当該許可の範囲をいう。

|  |  |
| --- | --- |
| （霊地） | （霊地） |
| （霊地） | （霊地） |

区画(太線囲)

・１霊地の面積については、条例の定めによる。

南霊園　１霊地あたり76㎝四方

・区画により１霊地あたりが76㎝四方を下回る場合、条例の定めにより切り上げとする。

例：１．４８ｍ四方＝４霊地